

首都圏の緊急事態宣言解除に伴う対応について（通知）＊医学部追記

令和3年（2021年）3月23日

学生の皆さんへ

首都圏の緊急事態宣言解除に伴う対応について（通知）

首都圏の緊急事態宣言が令和3年3月21日を期限に解除されましたが、今後の感染状況によっては、第4波、第5波に入ることも懸念されますので、本学の新型コロナウイルス感染症に係る感染対策については、下記により対応してください。（前回通知からの変更点をアンダーラインで示しています。）

記

1. 令和3年（2021年）度前学期の授業について

県外から帰県する学生や入学する学生が多いことを踏まえて、4月12日（月）～16日（金）の授業は、原則としてオンライン形式で実施します。ただし、この期間中も実験、実習等、対面が不可欠な科目については、感染予防策を徹底した上で、対面で実施します。

なお、4月19日（月）以降は、感染予防策を実施することが可能な授業（実験、実習等を含む）は、対面形式で実施し、受講者数が多い等の理由で感染予防策を実施することが困難な授業（実験、実習等を含む）やオンライン形式の方が教育効果の高い授業については、オンライン形式又はハイブリッド形式で実施します。

【医学部追記】

上記、「4月12日（月）～（網掛け部分）」は、挟間キャンパスでは「4月授業開始日～」とします。

2. 学外における研修、調査、フィールドワーク等は、感染予防策を徹底した上で、県内に限り、許可します。

3. 県外移動について

感染者が多く出ている地域（※）への移動については、慎重な対応を行ってください。当該地域へ移動する場合は、会食を禁止するとともに、大分へ帰県後2週間は検温等健康チェックを行い、その間は、必ずマスクを着用の上、他の教職員、学生との接触は最小限に抑えてください。

卒業式に出席する学生については、別途卒業生向け通知を参照ください。

※「感染者が多く出ている地域」とは、以下のいずれかに該当する地域とします。

① 3月23日現在で感染者の多い以下の地域

北海道、東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県、愛知県、大阪府、京都府、兵庫県、福岡県、沖縄県

② 県独自で緊急事態宣言を発出した地域（3月23日現在は、宮城県、山形県）

③ 1日の感染者数が30人を超える日が続いている地域

【医学部追記】

●医学科（臨床実習を受ける新5年生・新6年生）、および看護学科（臨床実習を受ける新4年生）は、上記3. 感染者が多くでている地域（※）への移動は、やむを得ない理由を除き、原則禁止する。

●医学部では医学科新6年生・看護学科新4年生の就職活動や病院見学をやむを得ない理由とします。やむを得ない理由で感染者が多くでている地域（※）に移動した場合は、大分へ帰県後、2週間は厳格な健康管理を行い、実習参加の際は「健康管理記録」で指導教員のチェックを受けること。

4. 課外活動については、所属競技団体のガイドライン等を踏まえた「サークル活動計画表」を作成の上、学生・留学生支援課（医学部は学務課）に提出し、許可を得てください。

ただし、感染者が多く出ている地域から入学する新入生については、来県後2週間は課外活動の参加を禁止します。

【医学部追記】

許可を得るまでは活動を開始しないこと。また、感染の多い地域へ移動した学生は大分へ帰県後2週間は課外活動の参加を禁止する。

5. 次の事項を遵守してください。

(1) 日頃から3つの「密」（密閉、密集、密接）が発生する場所には行かないこと。

(2) 歓楽街や接待を伴う店での飲食はもとより、4人以上での飲食は禁止する。また、飲食の際にも会話の際はマスクを着用すること。

なお、県内においても、感染者が多く出ている地域からの来訪者との会食は禁止する。また、就職活動等、やむを得ない理由で県外へ移動した場合も同様とする。

(3) 大声を出す行動を控えること。

(4) ライブハウス・カラオケ・ラウンジなどの利用は、引き続き禁止する。

(5) 感染者が多く出ている地域で開催される不特定多数の方が集うセミナー・研究会・説明会・スポーツ・文化活動への参加は、原則禁止する。

なお、やむを得ない理由で、参加する場合は、感染予防策を十分に徹底すること。

【医学部追記】

医学部では上記5. (5) に拘らず、感染者の多い地域で開催される不特定多数の方が集うセミナー・研究会・説明会・スポーツ・文化活動への参加は、原則禁止する。

【医学部追記】

病院実習に参加する学生は、感染者が多くでている地域（※）から家族を大分に呼び寄せることや感染者が多くでている地域（※）から帰省した友人との接触は原則禁止する。

また、不特定多数の方が利用する飲食店のアルバイトはできるだけ控えてください。

6. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、保護者の収入減少や、学生本人のアルバイト収入の減少など、経済的影響を受けた学生を支援するため、学生・留学生支援課に、『修学支援総合相談窓口』を設置しています。

また、新型コロナウイルス感染症拡大により経済的影響を受けた学生については、次の各種『修学支援制度』が準備されていますので、不安を抱える学生は、遠慮なく相談してください。

https://www.oita-u.ac.jp/O8campus/coronashien_syugakushien.htm

7. 本人または同居する家族等が新型コロナウイルスに感染した場合は、「大分大学における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の予防及び対応マニュアル」に従って、「新型コロナウイルス感染症連絡票」に記載した内容を、担当部局（夜間・休日は守衛所）に、至急連絡してください。
8. その他、感染予防策等の留意事項については、「新しい生活様式（大分県）」、「新型コロナウイルス感染症に対する大学の感染症対策について」及び上記マニュアルにより行動してください。
9. 学生に向けて3月8日に発出した「新型コロナウイルス感染症に係る3月8日以降の対応について（通知）」は、3月23日付けで廃止します。

【医学部追記】

春季休暇中の行動には、各地域における感染状況等の情報を確認し、感染防止対策に十分留意してください。医学部での対応は、大学病院の患者への2次感染防止、学生や教職員も含めたクラスター発生防止を最大の目的としています。感染予防を徹底し、自らが感染源とならないよう、各自が医学部生という自覚を持って行動するよう心掛けてください。

情勢が刻々と変化しておりますので、これらの対策については、今後の感染状況の変化に伴い見直す可能性がありますので、毎日メールを確認してください。

国立大学法人大分大学長
大分大学危機対策本部長
北野正剛

連絡先（相談窓口）

■ 旦野原キャンパス

【平日】各学部学務係（097-569-3311、代表電話から転送します）

【夜間・休日】守衛所 097-554-7426

■ 挾間キャンパス

【平日】 ・健康相談：保健管理センター（挾間健康相談室）097-586-5552

・講義等相談：学務課（医学科：097-586-5520）（看護学科：097-586-5590）

【夜間・休日】守衛所 097-586-6620